



島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第41号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

- (1) 指定自動車教習所が所有する自動車の運転に関する教習の用に供する種別割の課税免除に係る規定を削除することとした。
- (2) 自動車登録番号標及び車両番号標に表示すべき地域名の変更に伴う様式の整備
- (3) その他様式の整備

2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第40号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第76条の8を削り、第76条の9を第76条の8とする。

第8号様式中 「

島根

」 を 「

--

」 に改める。

第9号様式その1中「登録番号

島根

」を「登録番号

--

」に改める。

第17号様式その3中 「

登録番号	島根
------	----

」 を 「

登録番号	
------	--

」 に改める。

第17号様式その5中 「

登録番号	島根
------	----

」 を 「

登録番号	
------	--

」 に改める。

第27号様式その4表面中「登録番号

島根

」を「登録番号

--

」に改める。

第27号様式その5表面中「登録番号

島根

」を「登録番号

--

」に改める。

第28号様式その2表面中「登録番号

島根

」を「登録番号

--

」に改める。

第30号様式表面中 「

本店所在地	
電話番号	() —

」 を 「

本店所在地	
電話番号	() —

」 に改める。

「

本店所在地	
電話番号	() —

」 に改める。

「

本店所在地 電話番号	() -
県内事務所等 所在地 電話番号	() -

」

第30号の2様式中

を

「

本店所在地	
電話番号	() -
県内事務所等 所在地	
電話番号	() -

」

に改める。

第30号の3様式中

本店所在地又は住所 電話番号	() -
-------------------	-------

を

「

本店所在地又は住所	
電話番号	() -

」

に、

「

本店所在地又は住所 電話番号	() -	本店所在地又は住所 電話番号	() -
-------------------	-------	-------------------	-------

」

を

「

本店所在地又は住所 電話番号	() -	本店所在地又は住所 電話番号	() -
-------------------	-------	-------------------	-------

」

に、

「

県内の事務所等の 名称及び所在地 電話番号	() -	県内の事務所等の 名称及び所在地 電話番号	() -
-----------------------------	-------	-----------------------------	-------

」

を

「

県内の事務所等の 名称及び所在地		県内の事務所等の 名称及び所在地	
電 話 番 号	() -	電 話 番 号	() -

」

に改める。

第30号の4様式中

本店所在地又は住所	
電 話 番 号	() -

を

」

「

本店所在地又は住所	
電 話 番 号	() -

に、

」

「

県内事務所等所在地	
電 話 番 号	() -

を

」

「

県内事務所等所在地	
電 話 番 号	() -

に改める。

」

第35号様式中「島根」を削る。

第68号様式その2中

「

島根

を

」

「

--

に改める。

」

第71号様式その1中「島 根」を削る。

第71号様式その2中「島根」を削る。

第108号様式を次のように改める。

第 108 号 様 式 (第 58 条 関 係)

ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書			
年 月 日	特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地	
県民センター所長 様		氏名又は名称	Ⓜ (電 話)
		ゴルフ場名	
登録事項の 区 分	※該当するものを○で囲んでください。 住所又は所在地の変更 氏名又は名称の変更 代表者の変更 ホール数の変更 利用料金の変更 その他の変更 ()		
変更年月日	年 月 日		
登 録 事 項	変 更 前		変 更 後
住 所 又 は 所 在 地			
氏 名 又 は 名 称			
(ふ り が な) 代 表 者			
ホ ー ル 数			
利 用 料 金	円		円
そ の 他			
摘 要			

備考 この申請書は、営業権の譲渡、売買等によって特別徴収義務者が交替した場合は使用できない。この場合には、ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書（第107号様式）又は廃業届書（第109号様式）を提出すること。

第124号様式を次のように改める。

第124号様式（第66条関係）

軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書				
年 月 日	特別 徴収 義務者	住所又は所在地		
県民センター所長 様		氏名又は名称 (印) (電話)		
変 更 年 月 日		年 月 日		
登録事項		変更前	変更後	
申 請 事 項	特約業者又は 元売業者の別			
	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	代表者職又は氏名			
	登録の区分	1 事業所又は事務 所が県内に所在す るため 2 軽油の納入地が 県内に所在するた め	1 事業所又は事務 所が県内に所在す るため 2 軽油の納入地が 県内に所在するた め	
	県内に所在 する事務所 又は事業所	所在地		
		名 称		
		代表者氏名		
		貯蔵設備の 概 要		
	県内に所在 する経由の 納入先	住所又は 所在地		
氏名又は 名 称				
軽 油 の 納 入 地				
そ の 他				
主たる軽油の納入地				

備考 この申請書は、営業権の譲渡、売買等によって特別徴収義務者が交替した場合は使用できない。
 この場合には、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書（第123号様式）を提出すること。

第149号様式中「登録番号又は車両番号」を「登録番号」に改め、「島根」を削る。

第150号様式中「登録番号又は車両番号」を「登録番号」に改め、「島根」を削る。

第151号様式を次のように改める。

第151号様式 (第76条の5関係) 自動車税環境性能割修正申告書

県民センター所長様
年月日

登録番号	取得原因	取得(登録)年月日	当初申告年月日	初度登録年月	自動車税環境性能割
	1 売買 2 その他()	年 月 日	年 月 日	年 月	円
用途					
1 乗用車 2 トラック(貨物) 3 トラック(貨客兼用車) 4 トラック(けん引車) 5 トラック(被けん引車) 6 バス(一般乗合用) 7 バス(その他()) 8 三輪小型 9 特種用途自動車() 10 その他() 11 バス(一般貸切用)					
種別	車体の形状	車名(通称名)	型式		
1 普通 2 小型 3 三輪	営・自区分				
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		円
人()人	kg()kg	kg	kg		
車台番号	類別区分番号	主たる定置場	受・否		円
住所(所在地)	備考				円
ふりがな	金額				
氏名(名称)	合計金額				
住所(所在地)及び氏名(名称)	円				
住所(所在地)及び氏名(名称)	円				
納税義務者	証紙				
旧所有者	納印				
申告代理人	収納				

第152号様式から第154号様式までの様式中「登録番号又は車両番号」を「登録番号」に改め、「島根」を削る。

「
第155号様式中

登録番号又は 車両番号	島根
----------------	----

 を

「

登録番号	
------	--

 に改める。
」

第159号様式から第161号様式までの様式中「島根」を削る。

第162号様式を次のように改める。

第162号様式（第77条関係）

自動車税種別割減免申請書					
年 月 日		申請者 〔納税義務者〕	住所又は所在地		
県民センター所長 様			氏名又は名称		Ⓣ 身体障害者等との続柄 (電話)
身体障害者等	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		(フリガナ) 生年月日 年 月 日	
	手帳の種類	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳		手帳番号	第 号
		3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳		障害名及び障害の級別(程度)	
交付年月日	年 月 日				
運 転 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		身体障害者等との続柄	
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ			
	免許証番号	第 号	有効期限	年 月 日	
	免許の種類	1 普通 2 中型 3 その他 ()		免許の条件	1 眼鏡等 2 中型車は中型車(8t)に限る。 3 その他 ()
運転免許がないため在学証明書を提示する場合	在学証明書番号	第 号		発行年月日	年 月 日
	自動車教習所	所在地	名称		入学年月日 年 月 日
自動車の使用目的		(身体障害者等のために主に使用される目的を一つ選んでください。) (身体障害者等本人が運転する場合は記入不要) ・通学、通園 ・生業 ・通院 ・通所 ・その他 ()			
自 動 車	登録番号			検査満了日	年 月 日
	種 別	1 普通 2 小型 3 その他 ()		車体の形状	1 箱形 2 ステーションワゴン 3 その他 ()
	用 途	1 乗用 2 貨物 3 その他 ()			
	主たる定置場所在地	(申請者の住所と異なる場合に記入すること。)			
【上記自動車が身体障害者等本人の名義でない場合】本人名義の自動車の有無(軽を含む。)あり・なし					
前年度又は今年度減免を受けた自動車	登録番号又は車両番号			現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()
自動車税種別割	税 額		減 免 額		差 引 納 付 額
	① 円		② 円		①－② 円

備考 1 この申請書は、普通徴収分について島根県県税条例第51条第3号又は第4号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。

- 2 島根県県税条例第51条第3号の規定により減免を受けようとする場合で、自動車が身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合又は身体障害者等と生計を一にする者が所有している場合にあっては、当該事実を証する書類を添付すること。
- 3 島根県県税条例第51条第4号の規定により減免を受けようとする場合には、「身体障害者等」欄、「運転者」欄及び「自動車の使用目的」欄の記入を要しない。
- 4 省略する項目は□欄に✓し、選択する項目は数字又は内容を○で囲むこと。

第162号の2様式を次のように改める。

第162号の2様式（第76条の2、第77条関係）

(表)

自動車税種別割 減免申請書 (自動車税環境性能割)						
年 月 日		申請者 (納税義務者)	住所又は所在地			
県民センター所長 様			氏名又は名称		(電話)	身体障害者等との続柄
身体障害者等	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
	手帳の種類	1 身体障害者手帳 2 戦傷病者手帳		手帳番号 (受給者番号)	第 号	
		3 療育手帳 4 精神障害者保健福祉手帳		障害名及び障害の級別(程度)		
交付年月日	年 月 日					
運 転 者	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		身体障害者等との続柄		
	氏 名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ				
	免許証番号	第 号	有効期限	年 月 日		
	免許の種類	1 普通 2 中型 3 その他 ()		免許の条件	1 眼鏡等 2 中型車は中型車(8 t)に限る。 3 その他 ()	
	運転免許がないため在学証明書を提示する場合	在学証明書番号	第 号	発行年月日	年 月 日	
自動車教習所		所在地				
		名 称	入学年月日	年 月 日		
自動車の使用目的 (身体障害者等本人が運転する場合は記入不要)			(身体障害者等のために主に使用される目的を一つ選んでください。) ・通学、通園 ・生業 ・通院 ・通所 ・その他 ()			
自 動 車	登録番号			検査満了日	年 月 日	
	種 別	1 普通 2 小型 3 その他 ()		車体の形状	1 箱形 2 ステーションワゴン 3 その他 ()	
		1 乗用 2 貨物 3 その他 ()				
	主たる定置場所在地	(申請者の住所と異なる場合に記入すること。)				
【上記自動車が身体障害者等本人の名義でない場合】本人名義の自動車の有無(軽を含む。)あり ・ なし						
自動車の取得価額				円		
うち特別の仕様による製造又は構造変更に要した費用				円		
前年度又は今年度減免を受けた自動車	登録番号又は車両番号			現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()	
上記の他に所有する自動車のうち減免を受けていた自動車	登録番号又は車両番号			現況	1 廃車 2 譲渡 3 その他 ()	

※ 減 免 基 準	税 目	税 額 ①	特別の仕様による製造 又は構造変更に要した 費用として認定した減 免額 ②	身体障害者等に対する 減免額 ③	差引納付額 ①－②－③
			自動車税種別割	円	
自動車税環境性能割	円	(条例第45条の4第3号該当) 円	(条例第45条の4第2号該当) 円	円	

(裏)

- 備考 1 この申請者は、証紙徴収分について島根県県税条例第45条の4第2号若しくは第3号又は第51条第3号若しくは第4号の規定により減免を受けようとする場合に提出すること。
- 2 島根県県税条例第45条の4第2号又は第51条第3号の規定により減免を受けようとする場合で、自動車身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等という。」）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合又は身体障害者等と生計を一にしている者が所有している場合にあっては、当該事実を証する書類を添付すること。
- 3 島根県県税条例第45条の4第3号又は第51条第4号の規定により減免を受けようとする場合には、特別の仕様による製造され、又は構造変更が加えられた自動車であることを証する書類及び特別の仕様による製造又は構造変更による費用の明細を確認することができる書類を添付すること。
- 4 「うち特別の仕様による製造又は構造変更による費用」欄は、当該自動車特別の仕様により製造された場合にあっては当該特別の仕様に係る部分の金額を、構造変更が加えられた場合にあっては当該構造変更による金額を記載すること。
- 5 この申請を行う場合で、既に他の自動車について減免を受けているときは、その自動車の廃車（抹消登録）又は譲渡（移転登録）の事実を証する書類を提示すること。
- 6 省略する項目は□欄に✓し、選択する項目は数字又は内容を○で囲むこと。
- 7 ※印欄は、記載しないこと。

第162号の3様式中「島根」を削り、

「(以下は生計を一にしている者が運転している場合)

6 運転者及びその生計関係は同じですか。 を

7 使用目的は申請時と同じですか。 」

「6 減免を受けた車が身体障がい者等本人の名義でない場合、本人名義の車(軽自動車を含む。)を所有していませんか。

(以下は生計を一にしている者が運転している場合)

に改

7 運転者及びその生計関係は同じですか。

8 使用目的は申請時と同じですか。 」

める。

第163号様式中 「 島根 」 を 「 」 に改める。

第166号様式及び第167号様式中「(島 根)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。